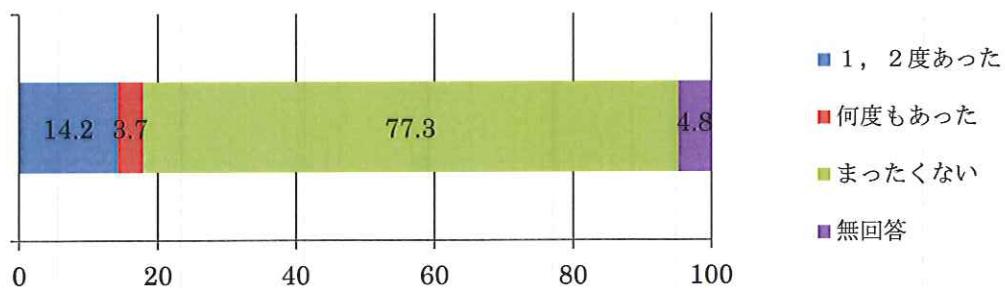
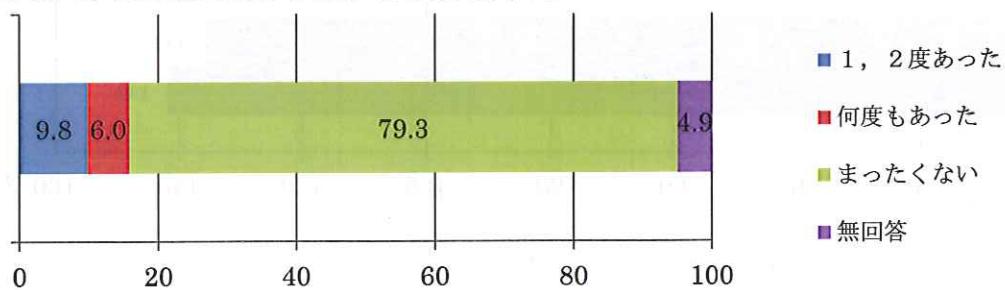


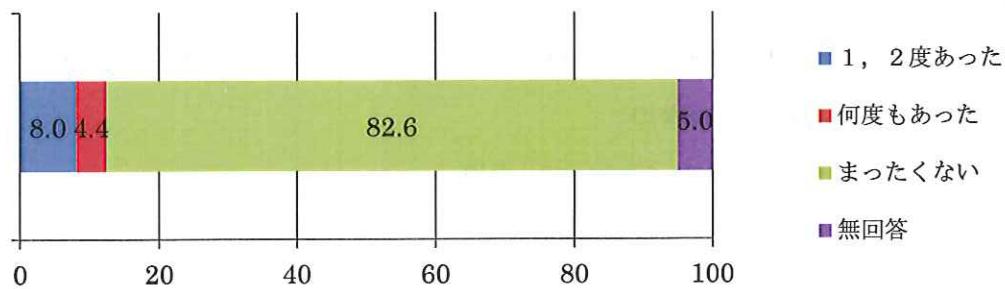
なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた



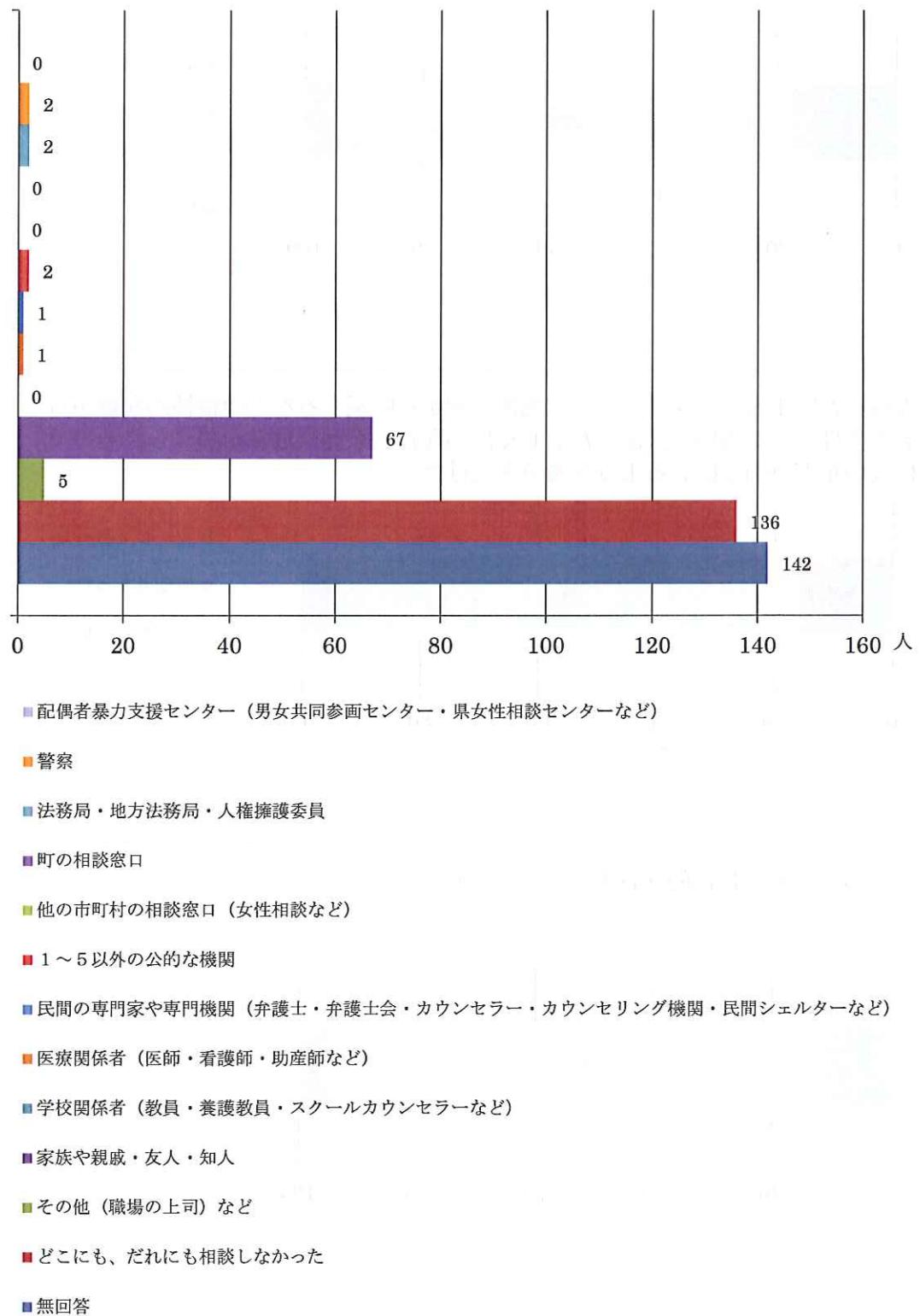
人格を否定するような暴言、交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家庭に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた



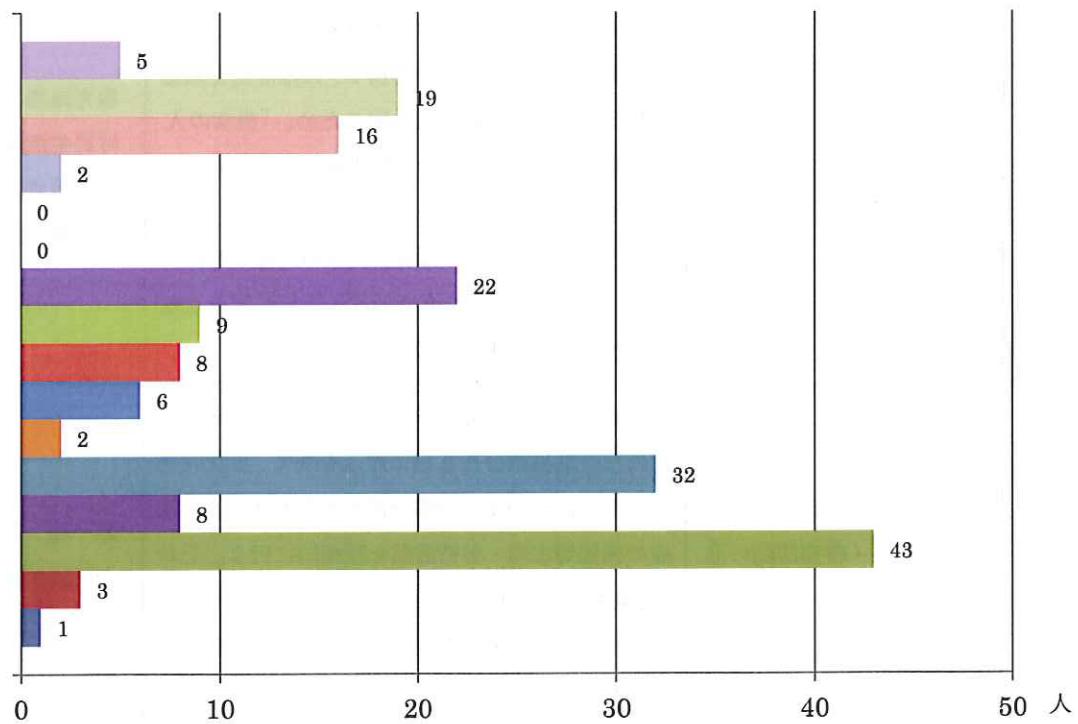
嫌がっているのに性的な行為を強要された



あなたは、被害にあわれたことを、誰かに打ち明けたり相談したりしましたか。（複数回答可）



どこにも、誰にも相談しなかった（できなかった）のはなぜですか。（複数回答可）



- どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから
- 恥ずかしくてだれにも言えなかつたから
- 相談しても無駄だと思ったから
- 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
- 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから
- 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 世間体が悪いから
- 他人を巻き込みたくないから
- 他人に知られると、これまでどおりのつきあい（仕事や学校、地域などの人間関係）ができなくなると思ったから
- そのことについて思い出したくなかったから
- 自分にも悪いところがあると思ったから
- 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
- 相談するほどのことではないと思ったから
- その他
- 無回答

● 計画を推進するための事業一覧

No	事業名	事業内容	担当課
3 再掲	人権教育・学習の推進	<p>人権に関する教育・学習のテーマに、男女共同参画社会についての学びを入れるとともに、固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を図るため、「男女の人権の尊重」の理念を踏まえた人権に関する教育・学習を行う。</p> <p>また、性別に由来する個別具体の人権問題について、男女共同参画社会の形成の阻害要因となることの理解を踏まえた教育・学習を行う。</p>	教育総務課 町民生活課 社会教育課 総務課
1 再掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的な性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画社会についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行う。その際、対象別に関心のあるテーマで行うよう関係各課と連携して取り組む。特に男性や若い世代、子どもを対象にした取り組みの強化に努める。	総務課 企画調整課
7 1	法教育の推進	日常生活の中で、人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくために法律を活用し、問題解決の力量形成が図れるよう、法律を知る機会の拡大に向け、広報紙や町ホームページ等を活用して法律に関するコラムを設ける等、法教育を進める。	総務課 企画調整課
7 2	「人権週間」における広報・啓発	広報紙や防災無線を活用して、「人権週間」の周知に努める。その際、身近な事例を用いた広報を展開する等、有効な情報発信に努める。	総務課 企画調整課
7 3	地域における学習機会の提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、公民館講座等での啓発活動に努める。	社会教育課 健康増進課
7 4	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、誰からの暴力も許さないという認識を徹底させるため、広報紙や町のホームページ等を活用した広報を実施するとともに、多くの住民が集まる検診や成人式等において、リーフレットを配布する等多様な機会をとらえた広報・啓発を進める。	関係各課

No	事業名	事業内容	担当課
75	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、講演会や研修会を実施する。	福祉事務所
76	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、県男女共同参画センターや近隣市町村における講演会や研修会の開催日程等の情報提供に努める。	福祉事務所 総務課
77	各種団体の研修会等の機会を活用した啓発の推進	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、各種団体の研修会、講座、定例会の機会を活用して国・県・関係機関等が作成したリーフレットを配布するなど啓発活動を進めること。	関係各課
78	書籍やビデオ等関連情報の提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、教育機関や各種団体、グループ等に対して、書籍やビデオ等関連情報の提供を行う。	福祉事務所
79	啓発用リーフレットの活用	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、県や民間団体が作成した啓発用リーフレットを配布する。	福祉事務所
80	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報・啓発	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた住民の取り組みを促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化しないようするため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に、県男女共同参画センターと連携して公共施設等でパネル展示を実施する等広報・啓発を進める。	福祉事務所
81	被害者が自ら配偶者等からの暴力に気付くための啓発活動の推進	配偶者等からの暴力を暴力として認識できていないために、必要な支援が受けられない被害者に対し、被害者にとってより身近で安全な場所にリーフレットや相談窓口一覧カード等を配置し、配偶者等からの暴力についての正しい理解を得るための情報の提供に努める。	福祉事務所

No	事業名	事業内容	担当課
8 2	暴力に頼らない問題解決のための広報・啓発の推進	個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を培い、暴力に頼らない問題解決ができるようになるため、広報紙等を活用し、意識の醸成に努める。	福祉事務所
8 3	身近な事例を用いた啓発、参加体験型の研修等の実施	暴力に対して「ノー」をいう権利行使でき、暴力が介在しない対等な人間関係を気付くことができるようになるために、身近な事例を用いた参加・体験型の研修を実施する。	福祉事務所
8 4	一時避難所の確保等による被害者の保護	被害者の一時避難先を確保する等、支援関係機関との連携・協力により、被害者の安全確保に努める。	福祉事務所
8 5	警察の緊急通報装置貸出制度	被害者の安全確保のために、警察の緊急通報装置貸出についての情報提供を行う。	福祉事務所
8 6	地域における見守り支援	被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていくよう、いつ起こるか予想困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、自治公民館組織や地域ネットワーク活動等様々なシステムや機会を通じて、地域における見守り支援の環境づくりを促進する。	社会教育課 福祉事務所
8 7	地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の推進	暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動に自治公民館、学校、PTA、事業所等と連携して取り組む。	社会教育課 教育総務課 総務課
8 8	婦人保護施設や母子生活支援施設等と連携した被害者の保護	被害者が安心して今後のことを考えたり、自立に向けた準備ができるよう、一時保護施設等への入所にかかる支援を行う。	福祉事務所
8 9	身近な避難先の確保	被害者の安全確保を図るために、自治公民館組織や地域ネットワーク活動や地域生活者と連携して身近な避難先を確保できるよう努める。	福祉事務所
9 0	保健・医療機関における早期発見のための相談対応マニュアルの活用	医療機関は患者の症状から、保健センターは健診査や相談を通して、配偶者等からの暴力の早期発見に努め、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の支援体制の整備に努める。	福祉事務所

No	事業名	事業内容	担当課
9 1	医療機関における診療等スクリーニングを通じた早期発見と積極的な情報提供	医療機関において、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意志を尊重しながら、町や警察に通報したり、必要な情報提供を行えるよう、制度に係る情報提供等の支援を行う。	福祉事務所
9 2	育児・介護サービスの提供者による早期発見	家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障害者に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化している配偶者等からの暴力の発見者になる可能性が高いため、かかわりのある家庭で配偶者等からの暴力の問題がないかに留意し、被害者の意思の尊厳と守秘義務に配慮し、被害者が適切な支援を受けられるよう支援関係機関につなぐ対応に努める。	福祉事務所 介護衛生課 健康増進課
9 3	母子保健事業を通じた早期発見と被害者や子ども、家庭への積極的な働きかけ	緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思の尊重と守秘義務に配慮しながら、町や警察に通報したり、必要な情報提供を行う。	健康増進課
9 4	配偶者等からの暴力及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化	児童虐待の通告による配偶者等からの暴力の発見と適切な対応に向けて、福祉事務所と連携を図り、被虐待児童及び配偶者等からの暴力被害者の保護等に迅速に対応する。そのため、児童虐待支援に係る町職員等を対象に配偶者等からの暴力に関する研修を実施する。また、県や関係機関等が実施する講座等に参加する。	福祉事務所
9 5	民生委員や人権擁護委員等による早期発見・対応の促進	地域住民にとって身近な相談先である民生委員児童委員や主任児童委員、人権擁護委員等が、日頃の活動を通じて配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うなど、暴力の未然防止の視点を持った活動が行えるよう研修機会の提供等、活動の促進を図る。	福祉事務所 町民生活課
9 6	学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見・援助	学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している人は、子どもや保護者の様子、会話の内容等から発せられるSOSを見逃さず、配偶者等からの暴力の早期発見に努め、被害者に相談機関等の情報を提供するほか、配偶者等からの暴力及び児童虐待の両面から町や児童相談所等関係機関と連携し、被害者と子どもの援助に当たる。	教育総務課 福祉事務所

No	事業名	事業内容	担当課
97	外国人、障害者、高齢者の独立防止と暴力の未然防止・早期発見のための環境づくり	外国人や障害者、高齢者が、地域社会から孤立することにより、配偶者等からの暴力の発見が送れることを防ぐため、それらの人に関わる町職員、福祉や保健のサービス提供者、民生委員児童委員、福祉や国際交流（協力）の分野で活躍を行うNPO等が、配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見の視点をもって日常の業務や活動が行えるよう対応技術や知識の習得の向上に向けた研修機会についての情報提供を行うための環境づくりを進める。	総務課 福祉事務所 介護衛生課 健康増進課
98	医療関係者への通報・通告制度の周知徹底	日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者に対して、医療関係者による発見は、守秘義務違反に問われることがないこと等、制度の周知を図り被害者の適切な保護を図る。	福祉事務所
99	通報者の情報の保護の徹底	通報を受ける可能性のあるすべての職員に対して、通報者の氏名等に関する情報保護の徹底を図る。	総務課
100	配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努める。	福祉事務所
101	各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関等関係各機関における被害者の個人情報の保護を徹底する。	福祉事務所
102	教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、転校先や居住地等の守秘義務について、周知・徹底を図る。	教育総務課
103	被害者の個人情報を共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり	被害者の個人情報保護を徹底するため、関係機関連絡会議、庁内連絡会議等、情報を共有する必要のある期間・部署において情報管理のルールを定め順守する。	福祉事務所
104	個人情報を扱う町職員や各種機関における配偶者等からの暴力に関する理解の促進	個人情報を扱う町職員や学校等の機関が、被害者の個人情報の保護を徹底するために、配偶者等からの暴力についての理解を目的とする研修等を実施する。	福祉事務所 教育総務課

No	事業名	事業内容	担当課
105	警察との連携・協力	相談員等支援者も、加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力して、その安全確保に努める。	福祉事務所
106	ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申し出制度等の情報提供	被害者の安全確保を図るため、警察をはじめ支援関係機関と連携し、被害者及び関係者への制度に関する情報提供と、その利用に当たっての支援を行う。	福祉事務所
107	医療保険・国民年金の加入脱退手続きにおける支援措置	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療保険の加入脱退手続き等における支援措置を適切に運用する。	健康増進課 町民生活課
108	住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置	住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努める。	町民生活課
109	保護命令制度の広報と申立てに関する支援	配偶者等からの暴力による被害者の安全確保を図るために、配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、被害者への適切な情報提供に努め、手続きに関わる支援を行う。	福祉事務所
110	配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者への、配偶者等からの暴力についての知識と適切な対応の周知	地域における配偶者等からの暴力被害者の早期発見と未然防止の環境づくりを進めるためには、消防（救急）職員、民生委員児童委員や主任児童委員、人権擁護委員、保健・医療・福祉・教育の関係者が対応技術を身に付けることが必要である。そのための、関係者を対象に、配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着を図るために研修を実施する。	福祉事務所 総務課
111	教育、保健医療関係者、警察、相談機関の職員等を対象とした研修への参加促進	教育関係者や保健医療関係者などDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、被害者の早期発見と適切なケアにあたれるよう、国・県・関係機関等が実施するDVに関する理解を深めるための研修への参加を促進する。	福祉事務所 教育総務課

No	事業名	事業内容	担当課
112	支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施	<p>支援関係機関の職務関係者が配偶者等からの暴力に対する正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応ができるよう研修の機会と内容の充実を図る。</p> <p>※支援関係機関の職務関係者 (教育相談員、スクールカウンセラー、民生委員 児童委員、児童相談員、消費生活相談員、人権擁護委員等)</p>	総務課 福祉事務所 町民生活課 教育総務課
113	支援者の個人情報管理の徹底	相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、その個人情報の管理を徹底する。	総務課 福祉事務所 町民生活課 教育総務課
114	安心して相談できる環境の整備	プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりを進める。	福祉事務所
115	外国人・障害者への対応が可能な相談機関等の情報の把握	使用する言語や障害者等に応じた相談対応が可能な機関等の情報を把握し、県配偶者暴力支援センターと連携して対応する。	福祉事務所
116	「支援者のための相談対応マニュアル」の活用	被害者への適切な対応と支援を行えるよう「支援者のための相談対応マニュアル」を支援関係機関に周知する。	福祉事務所
117	相談員等支援者のケアの充実	被害者へより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気を付けるとともに、組織としてもその職務の特性に配慮した支援者のケアに取り組む。	福祉事務所
118	県DV被害者支援養成講座への支援関係機関職務関係者の派遣	県が開催する被害者支援養成講座について、支援関係機関職務関係者に情報提供するとともに、町職員の職務関係者を派遣する。	福祉事務所
119	庁内連絡会議の設置	迅速な対応ができるよう庁内連絡体制を整備し、対応マニュアルを作成する。	総務課
120	支援関係機関・団体の連携協力体制の強化	被害者の相談に総合的に対応するため、関係機関・団体からなる会議等の開催や日常的な連携システムの構築により、関係機関・団体の連携強化を図る。	福祉事務所 総務課

No	事業名	事業内容	担当課
121	支援関係機関の時間外及び休日における保護に関する連絡体制の確立	休日や時間外にも対応できるよう、支援機関との連絡体制の確立を行う。	福祉事務所
122	自立困難な被害者への個々の状況に応じた支援	心身の状況や生活能力、障害、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、個々の状況に応じて福祉（保健）施設等への入所を支援する。	福祉事務所
123	生活保護、児童扶養手当、児童手当等各種経済的支援制度の適用	経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行う。	福祉事務所
124	母子・寡婦福祉資金や生活福祉資金、母子・寡婦・父子たすけあい資金等貸付制度の適用	経済的に困窮している被害者に対しては、貸付金制度の情報提供等を行う。	福祉事務所
125	各種保育サービスの情報提供・利用支援	各種保育サービスや育児相談等に関する情報提供による、育児の負担軽減を図る。	福祉事務所
126	学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への修学や入所等の支援	町、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等があつて現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援する。	福祉事務所 教育総務課
127	ハローワークにおける職業相談や指導等の情報提供	被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るだけでなく、心の回復の面からも重要である。しかし、被害者は、技能や経験、子育て等様々な要因から仕事が限られるなど、就労機会が少ない状況にあることから、ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行う。	町民生活課
128	就職のための技能習得等の情報提供	就職に必要、あるいは有利な技能や知識を習得するために、職業訓練や法制度等に関する学習機会の情報の提供を行う。	福祉事務所
129	配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知	加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、子どもに対する接近禁止命令制度が有効に活用されるよう、教育委員会及び学校への制度の周知を図る。	福祉事務所 教育総務課

No	事業名	事業内容	担当課
130	地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進	子どもに関わる学校や幼稚園、保育園、医療機関、地域住民等、様々な立場の人が、子どもの様子から配偶者等の暴力によって傷ついている子どもを発見し、関係機関との連携により適切な対応をとることができるように、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知などを進める。	教育総務課 福祉事務所
131	健康診査・予防接種の弾力的実施	加害者からの追跡等の恐れがあり、本町に住民登録していない子どもについては、本町で健康診査や予防接種が受けられるように配慮する。	健康増進課
132	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	デートDV防止に関する研修等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの防止に向けた取り組みを進める。特に、子どもたちに対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供する。	教育総務課 社会教育課 福祉事務所
133	暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための教育の推進	配偶者等からの暴力の根絶を目指すには、成人する前に暴力的でない考え方や問題解決の方法を身に付けることが重要である。学校などの関係機関と連携して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を培い、暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための教育を進める。	教育総務課
134	被害者に関する適切なケア	教育関係者や保健医療関係者等デートDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、デートDVに関する理解を深め、早期発見と適切なケアに努める。	福祉事務所 教育総務課
135	住民との協働による有害環境浄化の推進	卑猥な公共物等公共の場における女性をあからさまに性的な対象とする広告等に対して、表現の自由を十分尊重したうえで、環境浄化活動を住民との協働により進める。	福祉事務所 総務課
136	子どもに対する性的な暴力の防止・救済に向けた支援	学校、児童福祉施設等子どもと直接接する業務を行う施設において、子どもが相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と連携するための研修・広報啓発を実施する。	福祉事務所 教育総務課

No	事業名	事業内容	担当課
137	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みの推進	セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、男女雇用機会均等法に基づく事業主が講すべき措置に関する指針の周知等、雇用の場における防止対策を進める。	総務課
138	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進	庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた服務規律の徹底、相談体制の整備に努める。	総務課
139	教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進	教育関係者への服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を進める。	教育総務課
140	その他のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発活動の推進	医療、社会福祉施設、公民館等、男女雇用機会均等法が適用されない関係領域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向け、セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識を広めるための広報・啓発活動を進める。	関係各課
141	セクシュアル・ハラスメントの相談窓口に関する情報提供	各種相談機関を把握し、被害者に対しての相談機関の情報提供を行う。	総務課 福祉事務所
142	男女雇用機会均等法の周知の徹底	均等法は、セクシュアル・ハラスメント対策として雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務付けていることなど、第11条を中心に事業所への周知を徹底する。	総務課 福祉事務所

8 男女共同参画社会実現の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援

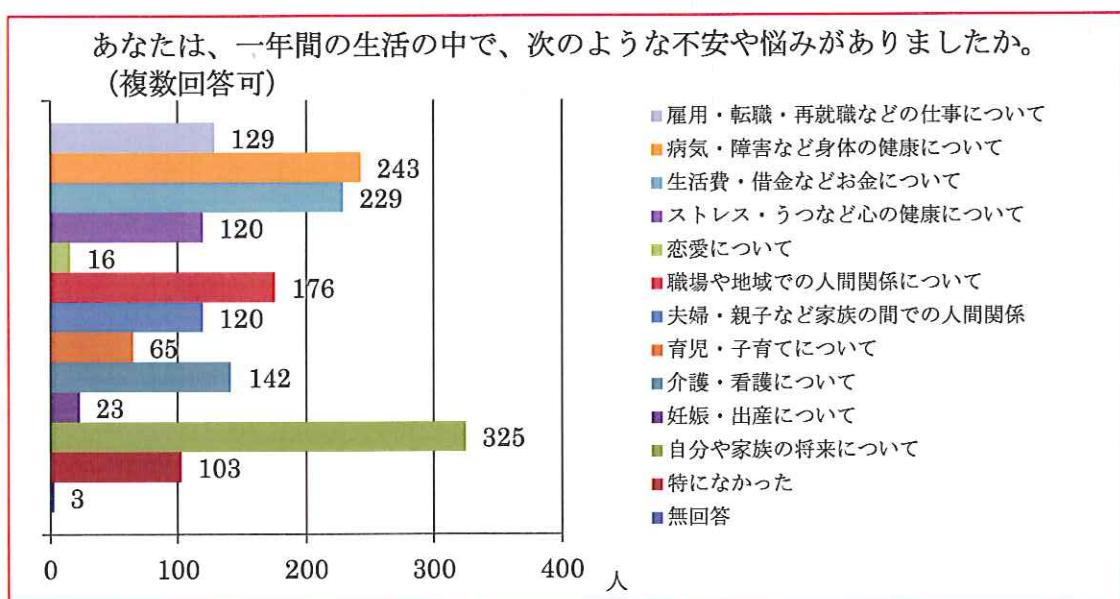
男女共同参画社会の形成に当たっては、性別にかかわらずすべての人の個人としての尊厳が大切にされなければならない。中でも、住民一人ひとりの多様な生き方を支えるための重要な課題である心身の健康に関わる取り組みについては、それぞれの性に関わる身体的特徴に理解を深め、妊娠や出産の可能性を有する女性が、生涯を通じて、男性とは異なる心身の健康上の問題に直面することに配慮する等、「男女の人権の尊重」に基づく「性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ ヘルツ／ライツ）」概念を踏まえることが重要です。

しかしながら、本来、個人の意思が尊重されるべき結婚観や妊娠・出産をめぐる偏見は依然として根強く、また、個人の尊厳に関わるそれぞれの性の身体的特徴に配慮が足りない状況に、性と生殖に関わる心身の健康上への男女共同参画の視点に立った対応が求められています。

「住民意識調査」において、生活する中での不安や悩みについてたずねたところ「特になかった」と回答した人は6.1%であり、ほとんどの人が複合的な不安や悩みを抱えていることが分かりました。

しかし、わが国の自死者全体の約4割が40歳代から60歳代の男性である。その背景に、男性としてのあるべき姿を画一的に捉える意識・慣行に縛られ、自らの状況を抑え込み、精神面で孤立している現状があることは看過できず、自死予防等心身の健康維持の支援や、中高年の男性に焦点を当てた啓発活動を進めが必要です。

そのため、誰もが、その生涯を通じて身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受できるよう男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援を行い、多様なライフスタイル・ライフサイクルに対応できるよう総合的な施策の展開に取り組みます。



● 計画を推進するための事業一覧

No	事業名	事業内容	担当課
143	リプロダクティブ・ヘルツライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての知識の普及	性と生殖に関する健康と権利に関する正しい知識を広く社会に普及するため、情報を提供し知識の普及に努める。	健康増進課
144	健康管理に関する普及啓発、健康診査・指導等の推進	生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を家庭や地域においても積極的に進める。その際、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくり等が大切であることにも留意する。また、学校においては、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進を図る。	健康増進課 教育総務課
8 再掲	メディア・リテラシー（メディアを読み解く力）向上のための支援	固定的な性別役割分担意識の解消に向け、メディアが提示する固定的な性別イメージを読み解くことの重要性等、メディア・リテラシー向上のための講座の開催や、広報・啓発を行う。	総務課 企画調整課
43 再掲	「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）についての広報・啓発活動の推進	仕事と生活の調和が経済の活性化や個人生活の充実につながるものであること、そのためには職場優先の組織風土を変え、男性も含めた働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の見直しが重要であること等について、個人・事業所等あらゆる主体を対象に仕事と生活の調和の必要性についての理解を深めるための研修や情報提供等を実施する。	総務課
145	妊娠・出産期における適切な健康管理の推進	妊娠等に対する早期の妊娠届出の勧奨等により、妊娠・出産期の健康管理の充実を図る。	健康増進課
146	母性健康管理指導事項連絡カードの活用促進	主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝える母性健康管理指導事項連絡カードを周知し、活用を促進する。	健康増進課
147	思春期、妊婦・出産期、更年期、高齢期等女性の生涯を通じた健康保持に関する事業の推進	女性は、妊婦や出産をする可能性があることもあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面するため、思春期、妊婦・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進の推進に努める。	健康増進課

No	事業名	事業内容	担当課
148	母子保健推進員の養成	住民に身近な場で、子育ての見守り・支援行う母子保健推進員の活動が、母子をめぐる多様な背景を踏まえて画一的な「あるべき姿」にとらわれすぎることなく、各人の多様な状況に対応できるよう、その養成に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて実施する。	健康増進課
149	「マタニティマーク」の普及	妊婦健診の適正な受診や、妊婦の届出について周知を図るとともに、社会全体で妊娠婦に対するやさしい環境を育んでいく「マタニティマーク」の普及を図る。	健康増進課
150	性差に応じた生活習慣病の予防施策の推進	男性の方が肥満者や喫煙、飲酒する者の割合が高い状況にあること等を踏まえて、性差に応じた生活習慣病の予防施策を展開する。	健康増進課
151	性差に応じたがん検診の充実	性差に応じたがん検診（乳がん、卵巣がん、子宮がん、前立腺がん）の予防施策等を進める。特に、女性のがん罹患率が第一位である乳がんについては、自己検診が可能であることから、その方法について普及啓発を図る。	健康増進課
152	食育の推進	食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りが食習慣の乱れによる健康への影響が懸念されており、性別にかかわらず誰もが、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育む。その際、若い女性のやせすぎや中高年の肥満防止等とともに、男性の生活・自活能力の向上にも配慮する。	健康増進課
153	高齢期の自立した生活のための自立支援策の充実	高齢期の自立した日常生活に向けて、手軽に取り組める運動・スポーツプログラムを継続的に実践できる普及啓発を実施する。	健康増進課 介護衛生課 社会教育課
154	健康相談の実施	健康全般に関する相談を、男女の性差を考慮して実施する。	健康増進課
155	自殺予防対策の推進	我が国の自死者全体の約4割が、40歳代から60歳代の男性である現状の中、特に中高年の男性に焦点を当てた自死予防に関する啓発運動を進める。	健康増進課

No	事業名	事業内容	担当課
156	メンタルヘルス支援策の推進	精神疾患があっても、地域の中で安心して暮らせるよう、精神疾患への正しい理解の周知に努める。その際、摂食障害等その背景に固定的な性別役割分担意識が影響を与えていること等に考慮して取り組む。	健康増進課
157	専門職員の資質の向上	健康・保健に関わる施策を担当する保健師、看護師、栄養士、社会福祉士等専門の職員が、男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に配慮して業務にあたれるよう研修機会を提供する。	総務課
158	発達段階に応じた性教育の推進	性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にする意識を育むために、学校において「性と生殖に関する健康と権利」概念を基盤とした性教育を進める。	教育総務課
159	HIV／エイズについて発達の段階を踏まえた教育・学習の推進	正しい知識を持って感染を予防し、患者・感染者に対して理解に基づいて行動がとれるよう、教育・学習を進めるとともに、広報・啓発活動を進める。	教育総務課 健康増進課
160	喫煙、飲酒についての健康被害に関する正確な情報の提供	喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行う。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等十分な情報提供に努める。また、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に努める。	健康増進課 教育総務課 社会教育課
161	家族経営協定の内容に健康保持・生涯を通じた女性の健康支援に関する項目の設置助言	家族経営協定に健康保持に関する事項、特に、農業に従事する女性は、家族経営体の特質もあり、雇用者に保障されている妊娠・出産・育児期の安心と安全のためのサービスを享受する機会の確保が難しいため、生涯を通じた女性の健康支援に関する項目を設置するよう助言を行う。	農林水産課 農業委員会

9 男女共同参画の視点に立った多様な生活形態の支援

少子高齢化の進展や、個人の価値観の多様化に伴い家族形態・生活形態の多様化が進んでいる。本町においても、世帯の家族類型別割合の推移を見ると、「夫婦と子ども」「夫婦のみ」の世帯は減少傾向に、「ひとり親と子ども」「単独」の世帯は増加傾向にあります。

さらに、夫婦のいる世帯の働き方を見ると、「夫婦とも働いている」いわゆる共働き世帯が最も多く、これまでのよう 「働く夫・専業主婦の妻・子どもが二人」を家族形態のモデルとする制度や慣行では、多様化する人々の暮らしを支えきれなくなっている。

しかしながら、「住民意識調査」では、このような多様化する地域社会の変化に対応しきれていない人々の意識や地域の慣行が明らかになりました。

また、家族形態・生活形態の多様化には、非正規雇用者の増加等就業形態の多様化に伴う諸課題も関わり、厳しい生活環境・雇用環境に置かれている人も増えています。中でも、ひとり親家庭や障害のある人、高齢期の人等は、厳しい生活環境・雇用環境に置かれやすく、直面する様々な生活上の困難には、その性別ゆえの偏見や差別的取扱い等に無自覚な人々の意識をはじめとする慣行が深くかかわっている場合もあります。

このように、男性であること、女性であることで、さらに複合的に困難な状況に置かれている人もおり、誰もが、個々人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援を受けることができ、より安定した暮らしができるよう、男女共同参画の視点に立ち、さらに多様化への対応力を高める環境整備が必要です。

そのため、住民の暮らしを支える諸施策の実施に当たっては、性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、男女の生活実態、意識、身体的機能の違いに配慮するとともに、当事者視点から施策の横断的な展開を図ります。



● 計画を推進するための事業一覧

No	事業名	事業内容	担当課
1 再掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的な性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画社会についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行う。その際、対象別に关心のあるテーマで行うよう関係各課と連携して取り組む。特に男性や若い世代、子どもを対象にした取り組みの強化に努める。	総務課 企画調整課
3 再掲	人権教育・学習の推進	人権に関する教育・学習のテーマに、男女共同参画社会についての学びを入れるとともに、固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図るため、「男女の人権の尊重」の理念を踏まえた人権に関する教育・学習を行う。 また、性別に由来する個別具体の人権問題について、男女共同参画社会の形成の阻害要因となることの理解を踏まえた教育・学習を行う。	教育総務課 町民生活課 社会教育課 総務課
13 再掲	教職員、幼稚園教諭、教育に携わる人への研修	次代を担う子どもたちの成長過程に関わる人の男女共同参画意識は、子どもたちの男女共同参画意識の醸成に影響を及ぼし、特に教育・学習に携わる人が、その影響の重要性を認識し、男女共同参画意識の涵養を図るために教職員等教育に携わる人を対象とした研修を実施する。	教育総務課
44 再掲	多様な働き方、多様な職業の選択に関わるロールモデルの収集と情報提供	性別にかかわらず、働き方や職業の多様な選択が可能であることを知るためのロールモデルの収集を行い、特に、子どもや若い世代に向けた、学校等関係機関を通じた情報提供に努める。	総務課
162	高齢期を見据えた若年期からのライフプランニングに関する広報・啓発	経済的・生活的自立に関して、租税教育等の機会を活用するなど男女共同参画の視点での教育・学習機会の充実を図り、若年期からの生活の安定と自立を見据えたライフプランニングについての啓発を図る。	関係各課
8 再掲	メディア・リテラシー（メディアを読み解く力）向上のための支援	固定的な性別役割分担意識の解消に向け、メディアが提示する固定的な性別イメージを読み解くことの重要性等、メディア・リテラシー向上のための講座の開催や、広報・啓発を行う。	総務課 企画調整課

No	事業名	事業内容	担当課
163	育児相談の実施	子育てに関する相談に当たっては、相談者の多様な生活形態を受容する人権尊重の視点を踏まえて、画一的な子育て観による「あるべき姿」を強調することが、子育て中の人々の孤独や不安に影響を及ぼすことに配慮して行う。	健康増進課
164	育児休業法の周知	性別や雇用形態にかかわらず希望する人が育児休業を取得できるよう、育児休業法の周知に関する情報提供を行う。	総務課 健康増進課
165	妊娠・出産・子育てに困難な状況を抱えた女性への適切な対応	若年や未婚その他の理由により、妊娠・出産・子育てにおいて困難な状況を抱える女性に対して、適切な保護や子育て支援に関するサービスを提供する。その際、複合的に生活上の困難を抱えていることに配慮し、切れ目のないサービスが提供できるよう、関係各課の連携を強化して行う。	健康増進課
166	地域子育て支援拠点の整備	地域住民が協働して子育てを支援できるよう、地域子育て支援施設の整備を進める。	健康増進課 社会教育課
167	多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築	子育て支援・高齢者見守り等、地域住民の「互助」が要請される多様な地域課題に対応するため、地域住民間の交流と地域協働を促進し、多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築に向けて、そのあり方についての調査研究を行う。	総務課 健康増進課 介護衛生課 社会教育課
168	地域協働による子育て支援を進めるための子育て支援に関わる地域資源のネットワーク化	子どもに関わる様々な拠点、人材、団体を把握し、子育てに関する情報・サービスの一元化を進め、地域協働による子育て支援を促進する体制の整備に取り組む。	健康増進課 社会教育課
169	多様な保育サービスの提供	保育サービスの提供に当たっては、サービスの質の向上の観点からも、保育士等保育に携わる人の男女共同参画意識が無意識のうちに子どもたちに及ぼす影響に配慮し、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行を見直すよう努める。また、子育て中の人の背景には、複合的に生活上の困難がある場合があり、利用者の観点に立って多様な保育へのニーズに弾力的に対応できるよう配慮し、延長保育、一時保育、障害児保育等を実施する。	福祉事務所

No	事業名	事業内容	担当課
170	放課後児童クラブの実施	小学校低学年の児童を放課後に保育することで、児童の健全な育成を図りながら、保護者の仕事と子育ての両立を支援する。	福祉事務所 教育総務課
171	子育てに伴う経済的負担の軽減を図る制度の周知と彈力的な運用	<p>ひとり親については、児童扶養手当の支給、母子家庭に対する母子寡婦福祉貸付金の貸付、生活保護の母子加算などを行う。その他の諸制度についても、周知と弾力的運用を図る。その際、家庭の経済状況が、子どもの進学機会や学習意欲に影響を及ぼし、生活上の困難が次世代にも連鎖することに配慮し、ひとり親家庭の子どもが、経済的理由で就学及び進学を断念することのないよう、教育奨学金の貸付制度に関する知識や活用についての周知を図る。</p> <p>また、「かごしま子育て支援パスポート」事業の周知徹底を図る。</p>	関係各課
172	子ども医療費助成事業	安心して子育てができるように、子ども医療費助成事業のより一層の周知を図る。	福祉事務所
173	ひとり親家庭に対する保育所優先的入所	ひとり親家庭に対し、保育所へ優先的に入所できるよう配慮する。	福祉事務所
174	各種相談窓口の環境整備	<p>地域課題の多様化に伴い、生活上の困難を複合的に抱えるなど各種相談へのニーズも多様化・複雑化するなど、その対応力が要請されている。</p> <p>そのため、生活に関する様々な相談窓口に関する情報を一元化する等、相談者にとって適切な相談が受けられる環境の整備に取り組む。</p>	福祉事務所
175	外国人が安心して暮らせる環境の整備	国際交流を行うNPO等の団体と連携し、言語の問題等、地域社会の中で孤立しやすい外国人が、性別や、その生活形態にかかわらず、尊厳をもった日常生活を送ることができる環境の整備に努める。	企画調整課
176	協働による地域づくりを進めるための研修の実施	多様化する地域課題の解決に向けて、行政をはじめとするあらゆる主体の協働による地域づくりに向けた、行政職員や住民、NPO、民館等を対象にした研修を実施する。	企画調整課

No	事業名	事業内容	担当課
177	子育て支援に関する情報発信・情報提供の体制整備	町における子育て支援に関する情報を、より多くの子育て当事者に届けるため、子育て支援に係る資源を一元的に把握し、ホームページや広報紙に留まらず、各種健康診査の機会等を捉えて積極的な情報提供を行う。	福祉事務所 健康増進課
178	バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設・道路整備	事業の実施に当たっては、より一層の人権擁護と利便性の向上の観点から、性差によるニーズ及び当事者の視点が反映されるよう配慮し、計画段階から女性をはじめとした多様な人の参画を促進する。	関係各課



用語の解説

●エンパワメント

誰もが、生まれながらに持っている本来の個性や力を十分発揮できるよう社会のあり方を変えることを前提として、社会的制約や様々な抑圧によって発揮されていなかった自分の力への信頼と尊厳を回復すること。

一方、「エンパワーメント」は、よりよい社会へと変えていく力、責任を持った主体として社会を築いていく力を身につけること。

●セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。

●ジェンダー

生物学的、医学的な性別（sex）に対して、社会的、文化的に形成された性別（gender）のこと。例えば、「男は仕事、女は家庭」など個人ではなく性別によりその役割を決めつけことなどは、ジェンダーが根底にあると言われている。

●固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

●地域コミュニティ

住民の身近な生活圏。都道府県や市町村といった行政区分とは異なる概念。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて町内会、自治会、校区等、様々な範囲が想定される。

●ドメスティック・バイオレンス（DV）・データDV

婚姻しているかいないかに関わらず、親密な関係にある夫婦や恋人間で行われる暴力のこと。

一般的には男性から女性への暴力のこと。暴力とは、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉などによる精神的暴力、行動の束縛や性的暴力など多岐にわたる。平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、平成26年には法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と変更された。

●メディア・リテラシー

メディア内容を解読・活用する能力と、メディアを使って表現する能力。メディアからの情報を無批判にただ受け止めるのではなく、情報を積極的に解釈したり、さらには自分たちの表現方法としてメディアを使って発信したりする力をつけていくなど、メディアに主体的にかかわること。

●ユニバーサルデザイン

高齢であることや障害の有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

●マタニティマーク

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにもとても大切な時期である。しかし、外見からは見分けがつかないため、「電車で席に座れない」、「たばこの煙が気になる」な妊婦には様々な苦労がある。

国民運動計画「健やか親子21」推進検討会において、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保を目指し、「マタニティマーク」を発表した。マークは、妊婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲に妊婦であることを示しやすくするものである。また、交通機関、職場、飲食店等が、呼びかけ文を添えてポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものである。

